



団体交渉ポイント **びゅうプラザ4店舗の廃止撤回を求める**

申6号・びゅうプラザの業務運営体制の見直しに対する申し入れ

新潟地本は1月29日、申6号・びゅうプラザの業務運営体制の見直しに対する申し入れの団体交渉を行いました。

「びゅうプラザの業務運営体制の見直し」として提案を受けた、びゅうプラザ酒田駅・びゅうプラザ新津駅・びゅうプラザ燕三条駅・びゅうプラザ上越妙高駅の4店舗廃止について見直しを求めて交渉に臨みました。

旅行業の販売形態は店舗での対面販売からオンラインへ特化

- 旅行業は個人型中心のニーズが高まり、より簡単に選び購入できる形が売れている。対面販売は一部のお客さまからのニーズはあるものの、会社として今般の変化に対応して、対面よりもITへシフトし、販売のあり方を対面からオンラインへ特化する。
- Web販売に不慣れなお客さまについては、びゅう予約センターや市中のエージェントを案内するなどして、引き続き購入をしてもらう販売戦略となる。
- 公共交通機関の使命として安全・安定輸送を基軸にサービス、収入の確保は引き続き取り組まなければならないが対面販売が使命という訳ではない。

びゅうプラザ店舗の廃止はサービス低下にはならないと断言



- 駅の環境整備や社員の対応などのトータルでサービスを見ているため、びゅうプラザを廃止してもサービス低下にはつながらない。
- 店舗廃止によるデメリットはない。Web販売による価格面や手軽さなどのメリットもある。限られたコスト資源は効率的に活かしていく。
- 過去の店舗廃止について特別に利用者から厳しいお叱りの声はあがっていない。オンライン販売へのシフトや、あるいは市中の旅行会社で購入していることが考えられる。

店舗廃止の撤回を求めて対立で交渉を終了

支社側は旅行業で働く社員について「これまでの成果は会社として認めなければならない」「これまでの知見を活かして当社の発展に欠かせない1人ひとりとして他の分野でも活躍していただきたい」「モチベーションを下げないように所長を含めて意見交換をしている」としました。

地本交渉団は「ニーズの変化への対応について認識は一致できるが、4店舗廃止について了承とはならず、反対にしかならない。」と述べて、交渉は対立に終わりました。